

北海道立高等学校専攻科修学支援金事務処理要領

(令和2年6月25日高校配置担当局長決定)

第1 趣旨

この要領は、北海道立高等学校専攻科修学支援金の支給要綱（令和2年6月25日教育長決定。以下「支給要綱」という。）第7条に基づき、北海道立高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）の事務の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 受給資格の認定

- 1 支給要綱第3条に該当し、専攻科支援金を受給しようとする者（停学処分により受給資格が消滅した者のうち、当該停学期間が3か月未満となった者（以下「停学者」という。）を含む。）（以下「申請者」という。）は、在学する学校の校長が別に定める日までに、別記第1号様式による受給資格認定申請書に、生計維持者（第2の2に規定する生計維持者をいう。以下同じ。）の個人番号が確認できる書類（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し等をいう。以下この要領において同じ。）又は課税証明書等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項に規定する課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類）（以下「所得判定に係る書類」という。）を添付して校長に提出しなければならない。

ただし、停学者については、既に生計維持者の個人番号が確認できる書類を提出している場合又は復学日の属する月における生計維持者の課税証明書等を提出している場合は、これらの書類の添付を要しない。

なお、停学者の停学期間に係る支給期間の進行は停止しないこととする。

また、専攻科支援金の受給申請をしない者は、校長が別に定める日までに別記第2号様式による申出書により校長に申し出るものとする。

- 2 第2の1でいう生計維持者とは、支給要綱第3条第2項に規定する生計維持者をいう。

【令和3年度以前入学者に係る経過措置について】

令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。

例1) 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、未成年の生徒

令和4年4月1日時点で全員が成年年齢となり父母の親権に服さなくなるため、令和4年4月1日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、引き続き、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」（生徒に父母がいるが、改正前に親権者であった者が1名である場合、当該親権者であった者1名）の算定基準額により判定することとする。

例2) 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、成年の生徒

引き続き、本人又は主たる生計維持者（1名）の算定基準額により判定することとする。

- 3 校長は、生徒から受給資格認定申請書が提出された場合、別記第3号様式による認定申請者一覧を作成し、別記第9号様式（1）又は（2）による個人対象要件証明書を添えて、別に定める日までに、提出された受給資格認定申請書及び所得判定に係る書類とともに教育局長に提出する。
- 4 教育局長は、第2の3の提出があった場合、生計維持者の個人番号を利用して所得確認を行うとともに、別記第4号様式による認定審査表により、提出された書類を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定し、その結果に基づき別記第5号様式による受給資格認定結果一覧を作成する。
- 5 教育局長は、第2の4の審査結果に基づき、認定の場合は、別記第6号様式による受給資格認定通知及び別記第7号様式による支給額通知、不認定の場合は別記第8号様式による受給資格不認定通知を作成し、受給資格認定結果一覧とともに校長に送付する。
- 6 校長は、第2の5の送付があった場合、教育局長から送付された書類のうち、受給資格認定通知並びに支給額通知又は受給資格不認定通知を、申請者に送付する。

第3 収入状況の届出

- 1 支給要綱第6条において準用する高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道教育委員会の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）は、校長が別に定める日までに、別記第1号様式による収入状況届出書に所得判定に係る書類を添付して校長に提出するものとする。ただし、既に生計維持者の個人番号が確認できる書類を提出しており、個人番号の利用によって所得確認が行われている生徒は、収入状況届及び所得判定に係る書類（以下「収入状況届等」という。）の提出を要しない。
- 2 校長は、別記第10号様式による収入状況届出状況一覧を作成し、8月1日までに、第3の1により提出があった書類とともに教育局長に提出する。
- 3 教育局長は、別記第11号様式による収入状況審査表により、毎年、課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額が更新される月に、受給権者から提出された生計維持者の個人番号を利用して所得確認を行うとともに、第3の2の提出があった場合、提出された書類を審査し、支給要綱第6条において準用する北海道立高等学校等就学支援金の支給要領（平成26年3月31日教育長決定）第7条第2項により専攻科支援金の支払いの一時差止め、資格消滅又は支給継続を決定し、その結果に基づき別記第12号様式による収入状況審査結果一覧を作成する。
- 4 教育局長は、第3の3の審査結果に基づき、支払いの一時差止めの場合は別記第13号様式による一時差止め通知、資格消滅の場合は別記第14号様式による受給資格消滅通知、支給継続の場合は支給額通知を作成し、収入状況審査結果一覧とともに校長に送付する。
- 5 校長は、第3の4の送付があった場合、教育局長から送付された書類のうち、一時差止め通知、受給資格消滅通知及び支給額通知を受給権者に送付する。

第4 受給資格の消滅

- 1 受給権者が転学又は退学した場合、校長は、別記第15号様式による受給資格消滅者一覧を作成し、教育局長に提出する。

なお、受給資格消滅の理由が支給要綱第3条3のいずれかによる場合は、別記第9号様式（1）による個人対象要件証明書を併せて提出する。

- 2 教育局長は、第4の1の提出があった場合、審査を行い、資格消滅を決定し、別記第16号様式による受給資格消滅結果一覧を作成する。
- 3 教育局長は、受給資格消滅通知を作成し、受給資格消滅結果一覧とともに校長に送付する。
- 4 校長は、第4の3の送付があった場合、教育局長から送付された書類のうち、受給資格消滅通知を受給権者に送付する。

第5 専攻科支援金の支給の停止及び再開

- 1 受給権者は、休学する場合、別記第17号様式による支給停止申出書を校長に提出することができる。
- 2 校長は、第5の1の提出があった場合、別記第18号様式による支給停止申出者一覧を作成し、提出があった支給停止申出書とともに教育局長に提出する。
- 3 教育局長は、第5の2の提出があった場合、審査を行い、専攻科支援金の支給停止を決定し、別記第19号様式による支給停止結果一覧を作成する。
- 4 教育局長は、別記第20号様式による支給停止通知を作成し、支給停止結果一覧とともに校長に送付する。
- 5 校長は、第5の4の送付があった場合、教育局長から送付があった書類のうち、支給停止通知を受給権者に送付する。
- 6 専攻科支援金の支給を停止されている受給権者が、復学した場合は、校長が別に定める日までに、別記第21号様式による支給再開申出書に、収入状況届及び所得判定に係る書類を添付して校長に提出するものとする。

ただし、既に生計維持者の個人番号が確認できる書類を提出している場合又は復学日の属する月における生計維持者の課税証明書等を提出している場合は、支給再開申出書のみを提出する。

- 7 校長は、第5の6の提出があった場合、別記第22号様式による支給再開申出者一覧を作成し、提出があった書類とともに教育局長に提出する。
- 8 教育局長は、第5の7の提出があった場合、別記第23号様式による支給再開審査表により提出された書類の審査を行い、支払いの一時差止め、資格消滅又は専攻科支援金の支給再開を決定し、別記第24号様式による支給再開結果一覧を作成する。
- 9 教育局長は、第5の8の審査結果に基づき、支払いの一時差止めの場合は一時差止め通知、資格消滅の場合は受給資格消滅通知、専攻科支援金の支給再開の場合は別記第25号様式による支給再開通知及び支給額通知を作成し、支給再開結果一覧とともに校長に送付する。
- 10 校長は、第5の9の送付があった場合、教育局長から送付があった書類のうち、一時差止め通知、受給資格消滅通知又は支給再開通知並びに支給額通知を受給権者に送付する。

第6 停学処分に伴う支払いの一時差止め

- 1 停学処分を受けた者であって、3か月未満の期間で復学した者については、処分を受

けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給を一時差し止めるものとする（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。）。なお、支給期間の進行は停止しないこととする。

- 2 受給権者が第6の1の停学の処分を受けた場合、校長は、別記第9号様式（3）による個人対象要件証明書を作成し、教育局長に提出する。
- 3 教育局長は、第6の2の提出があった場合、審査を行い、支払いの一時差し止めを決定し、別記第13号様式による一時差し止め通知を作成し、校長に送付する。
- 4 校長は、第6の3の送付があった場合、一時差し止め通知を受給権者に送付する。

第7 変更事項の届出等

- 1 受給権者は生計維持者について変更があったときは、変更後の所得判定に係る書類を添付して収入状況届を校長に提出する。
- 2 校長は、収入状況届出状況一覧を作成し、提出があった収入状況届等とともに教育局長に提出する。
- 3 教育局長は、第7の2の提出があった場合、生計維持者の個人番号を利用して所得確認を行うとともに、収入状況審査表を作成して提出された収入状況届等を審査し、資格消滅又は支給継続の決定を行い、その結果に基づき収入状況審査結果一覧を作成する。
- 4 教育局長は、収入状況審査結果一覧を校長に送付する。
なお、第7の3の審査結果が資格消滅の場合は、受給資格消滅通知を作成し、校長に送付する。
- 5 校長は、第7の4の送付があった場合、教育局長から送付された書類のうち、受給資格消滅通知を受給権者に送付する。

第8 受給権者台帳の作成及び管理

- 1 教育局長は、受給資格の認定を行ったときは、別記第26号様式による受給権者台帳を作成する。
- 2 校長は、毎月1日の受給権者の状況について、別記第27号様式による受給権者状況報告書を作成し、当該月の3日までに教育局長に報告する。
- 3 教育局長は、異動状況等を受給権者台帳に整理し、その写しを校長に送付する。

第9 専攻科支援金の支払い

- 1 支給要綱第6条において準用する法第7条に定める方法により支払う場合
教育局長は、7月、10月、1月、翌年度4月に、当該月の前月までに確定した専攻科支援金の額を第8により作成した受給権者台帳により計算し、道立高等学校授業料等徴収事務取扱要領（昭和61年4月1日教育長・出納局長決定）第2の4（3）の規定により、授業料に係る納付書を発行し、当該納付書に基づき支払うものとする。
- 2 授業料に係る債権が存在しない場合
(1) 校長は、受給権者から授業料が既に納付され、当該受給権者の授業料に係る債権が存在しない場合は、別記第28号様式による授業料既納付者一覧を作成し、教育局長に報告する。

- (2) 教育局長は、(1)の報告に基づき、当該受給権者に対し専攻科支援金を支払う。
- 3 教育局長は、年度終了後、専攻科支援金の支給実績に基づき、別記第29号様式による支給実績額一覧及び別記第30号様式による支給実績額通知を作成し、校長に送付する。
- 4 校長は、第9の3の送付があった場合、教育局長から送付された書類のうち、支給実績額通知を受給権者に送付する。

第10 支給実績証明書の発行

- 1 受給権者又は受給権者であった者は、専攻科支援金の支給実績証明書の発行を申請する場合は、在学する又は在学していた学校の校長を経由し、別記第31号様式による発行申請書を教育局長に提出する。
- 2 教育局長は、第10の1の申請があった場合は、別記第32号様式による支給実績証明書を作成し、校長を経由し、第10の1の申請を行った者に送付する。

附 則

この要領は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年5月6日学校教育局高校配置担当局長決定）

この要領は、令和3年5月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年7月15日学校教育局高校配置担当局長決定）

この要領は、令和3年7月15日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

附 則（令和4年5月25日学校教育局道立学校配置・制度担当局長決定）

この要領は、令和4年5月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月25日学校教育局道立学校配置・制度担当局長決定）

この要領は、令和4年7月25日から施行し、令和4年7月1日から適用する。